

(幼稚園教諭用A)改正箇所と改正根拠について

(参考資料3)

改正箇所(赤字斜体二重下線部が改正箇所)

改正根拠

市町村教育委員会参考用 幼稚園教諭用A【保育の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

(※) 通知:(参考資料4)養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について(通知) 教諭用A・教職の実践に関する資質・能力指標

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期	
幼児理解力	幼児理解力・教育相談力	1 幼児に対する深い教育愛をもった上で、 幼児理解及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	○					
		2 幼児と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○				
		3 一人一人の幼児のよさを見取り、園生活に対する意欲や興味関心を引き出すことができる。		○				
		4 幼児一人一人の心身の特性や状況、生活環境などを多面的に捉え、発達や個に応じた指導・援助ができる。		○				
		5 いじめや登園渋りなどの課題について常に情報を収集し、予防や解決に向けた適切な指導・援助ができる。		○				
		6 保護者の子育ての悩み等について理解・受容し、適切な助言を行うことができる。			○			
		7 小学校との円滑な接続の必要性を理解し、発達や学びの連続性を見通した指導・援助ができる。					○	
		8 幼児の指導・援助に関する課題を捉え、教職員の組織を活用し、課題解決にあたることができる。						○
保育指導力	集団指導力	9 幼児の実態に応じたよりよい人間関係づくりや集団づくりについて理解することができる。	○					
		10 幼児が互いのよさを認め合いながら、安心・安全に過ごせるそれぞれの可能性や生活の場が引き続き出される温かい集団づくりに取り組むことができる。		○				
		11 園生活における体験を通して、生命を大切にす心や思いやりの心、規範意識を育むことができる。		○				
		12 園目標の実現に向け、教職員や家庭・地域と連携しながら、開かれた保育を進めることができる。			○			
		13 地域や園の実態に応じ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等との連携や交流を図ることができる。					○	
	基礎的保育力・カリキュラムマネジメント	14 幼稚園教育要領等を理解し、保育を行うことができる。	○					
		15 幼稚園教育要領等と幼児の実態、教材の価値を踏まえ、指導計画を作成することができる。		○				
		16 保育に関する専門的知識と技能を有し、実際の指導・援助に活かすことができる。		○				
		17 保育のねらいに応じて、指導・援助や環境構成を行うことができる。		○				
		18 一人一人の幼児の興味や欲求に応じて、適切な指導・援助を行うことができる。		○				
		19 幼稚園教育要領、学習指導要領、「第6次山形県教育振興計画」の趣旨を活かしたカリキュラムづくりを推進することができる。					○	
		20 園の特色を活かし、成果と課題を踏まえたカリキュラムのPDCAサイクルを具体化し、実践することができる。						○
		指導の積極的改善	21 幼児理解に基づいた評価の意義と方法について理解している。	○				
			22 幼児の興味・関心を引き出す教材研究を行うことができる。		○			
			22 23 幼児理解に基づいた評価の在り方を理解し、幼児一人一人のよさや可能性などを把握することができる。		○			
	23 24 幼児の実態や状況の変化等に即して、指導過程の評価を行い、指導計画の工夫・改善を行うことができる。				○			
	24 25 指導過程の評価について、園全体にフィードバックすることができる。						○	
	25 26 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的・計画的な取組みを進めることができる。							○
	保育の専門性の構築	26 27 専門書等を活用したり、園外での研修等に参加したりすることで、専門的知識・技能を習得することができる。		○				
		27 28 郷土に愛着をもち、郷土を大切に思う心を育む体験活動を進めることができる。		○				
28 29 指導力の向上や園の課題の解決に活かせる研究会や研修に参加し、教職員に広く情報発信をすることができる。				○				
29 30 園の課題解決や指導力向上に向けて、教職員に適切な助言を行うことができる。						○		
30 31 国や県、市町村等における今日的な保育の動向を把握し、それらを園全体に広めることができる。							○	
ICT活用力・情報モラル	31 38 園におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○						
	32 38 幼児の体験との関連を考慮し、ICT機器や教育データを活用することができる。		○					
	33 40 ICT機器の活用、 情報モラル教育 を教職員とともに推進することができ、園のICT環境の整備・活用を進めることができる。				○			
	34 41 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、保護者に的確な指導や助言ができる。					○		
特別支援教育力	35 32 インクルーシブ保育システムの考え方や、 特別な配慮や支援を必要とする幼児の特性等 を理解している。	○						
	36 33 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導・援助や環境構成に取り組むことができる。		○					
	37 34 幼児一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○			
	38 35 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。				○			
	39 36 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに指導・援助を行うことができる。					○		
	40 37 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、園・家庭・地域での指導・援助を効果的につなぐことができる。						○	

規定		内容	備考
教諭用A	項目1	児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	
教諭用A	項目9	互いのよさを認め合いながら、それぞれの可能性や活躍の場が引き出される温かい学級経営に取り組むことができる。	
教諭用A	項目21	児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究を行うことができる。	
教諭用A	項目37	学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	
教諭用A	項目38	ICT機器を、授業で柔軟に活用するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒の学習の改善を図るため、 教育データを適切に活用することができる。	
教諭用A	項目40	ICT機器の活用、 情報モラル教育 を同僚とともに推進し、学校のICT活用を進めることができる。	
教諭用A	項目31	インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。	